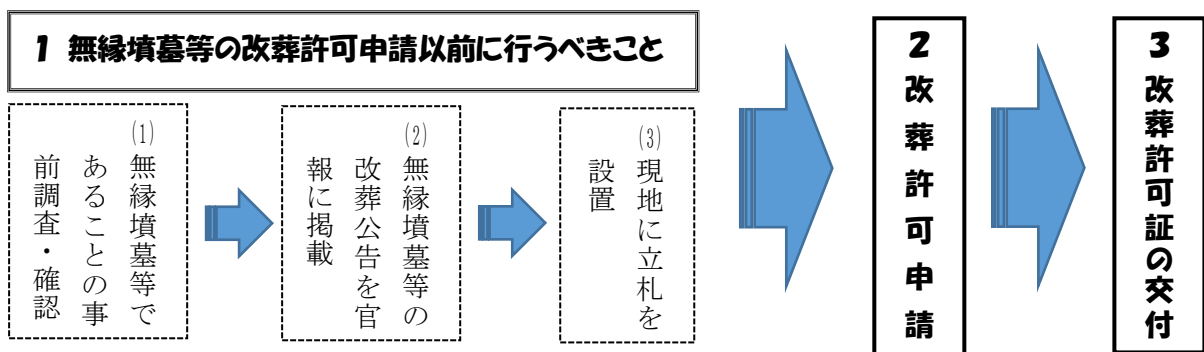


無縁墳墓等の改葬許可申請手続きについて

墓地を改葬するには、市民サービス部（市民生活担当）への改葬許可申請が必要ですが、無縁墳墓等に関しては、通常の改葬許可申請以外にも必要な添付書類等があり注意が必要です。

無縁墳墓等を改葬する場合に必要な手順をまとめましたので、参考にしてください。

【改葬許可証の交付までの流れ（フロー）図】



【各項目のご説明】

1 無縁墳墓等の改葬許可申請以前に行うべきこと

(1) 無縁墳墓等であることの事前調査・確認

① 墓石および縁故者の調査

- ア 墓石調査などにより、戒名・建立者・日付などの必要事項を記録する。
- イ 現地に看板を設置して、使用者・縁故者（以下、縁故者等）との連絡を試みる。
- ウ 台帳等に基づいて、縁故者等が存在しないかどうか調査をする。
或いは、近隣使用者や地元行政区役員など当該墓地に詳しい人の話をもとに、縁故者等が存在しないかどうか調査をする。
- エ 墓参者がいないかなど長期間にわたり現地確認し、縁故者等の有無を調査する。

※長期間継続するなど遺漏がないよう配慮しなければ、損害賠償請求のおそれがあります。

《墓地の管理料等の滞納について》

当該墓地の使用者が管理料を滞納している場合には、専門家に依頼するほか墓地の管理者が、戸籍の附票などを調査し、相続人等が判明することもあります。

② 調査結果の取りまとめ

長期間にわたる、上記のような丁寧な調査の結果、縁故者が不在であることが推測されることを明らかにしておく。

(2) 無縁墳墓等の改葬公告を官報に掲載

墳墓等の所在地及び名称、死亡者の本籍及び氏名などを官報に掲載し、墓地使用者など死亡者の縁故者および無縁墳墓当に関する権利を有する者に対して、1年以内（官報掲載日の翌日から1年以内）に申し出る旨を公告する。

(3) 現地に立札を設置

官報掲載から1年間、墓地の出入口および各無縁墳墓の見やすい場所に、墓地使用など、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する者に対して1年以内に申し出る旨を記載した立札を設置する。

※官報と立札の記載内容は同一のものとすること。

2 改葬許可申請

(1) 無縁墳墓等の改葬許可の申請者について

- ① 改葬許可申請は、墓地・納骨堂の責任者等が申請を行ってください。
- ② 墓地・納骨堂の責任者等から委託を受けて改葬申請を行う場合は、委託関係を証明するもの（契約書の写し等）を提出してください。

(2) 申請書類

① 改葬許可申請書

② 無縁墳墓等の写真等

- ア 無縁墳墓等への経路・墳墓付近の目印・周囲の状況などの入った見取図
- イ 各墳墓等の写真及び位置図

③ 官報掲載および立札掲示の公告により申し出がなかったことを記載した書面

死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有するものに対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかった旨を記載した書面

④ 官報の写し及び立札の写真

立札の写真については、墓地入り口および、該当する全ての墳墓等について、それぞれ①見やすい位置であることが分かる写真、②掲示している文面が明確にわかる写真を添付すること

⑤ 改葬先の受入（使用許可）証明書の写し

- ア 改葬先の墓地は都道府県・保健所・市の経営許可を受けていること。
- イ 改葬の場所欄に受入先の墓地名を記入してください。

(3) 書類の提出先

市民サービス部（市民生活担当）（市役所本庁 1 階 3 番窓口）

3 改葬許可証の交付

無縁墳墓等の改葬許可申請を受理し、書類審査を行った後、改葬許可証を交付します。

Q & A

官報の掲載方法は？

主要都市の政府刊行物サービスセンター（またはステーション）の官報販売所にて、所定の原稿用紙（1行22字）に記入して、申し込みます。

近隣の官報販売所は？

大阪府官報販売所〈(株) かんぽう〉

住所 〒550-0002

大阪市西区江戸堀1丁目2番14号

電話 06-6443-2171

FAX 06-6443-2175

官報及び立札への記載内容は？

官報と立札の記載内容は同一でなければなりません。例示としては、次のようになります。

無縁墳墓等改葬公告

○○○○○○○○○○のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

○年○月○日

一、墳墓等所在地 大阪府○○○○○○○○○○○○○○

一、墳墓等の名称 ○○○○○○○○○○○

一、死亡者の本籍及び氏名 ○○県○○○○○○○○○○○○ ○○○○

一、改葬を行おうとする者 大阪府○○○○○○○○○○○○ ○○○○

※死亡者の本籍及び氏名が全く判らない場合は「不詳」と記す。

官報掲載および立札掲示の公告により申出がなかった旨を記載した書面の内容は？

上申書（例）

寝屋川市長 殿

〇〇墓地管理組合
代表者〇〇 〇〇

墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条第1項第2号に基づき、無縁墳墓等改葬公告を〇〇年〇〇月〇〇日付の官報に掲載し、同時に墓地入り口に掲示し、かつ該当する全ての墳墓に立札を設置しましたが、本日に至るまで1年を以上を経過しても一切の申し出はありませんでしたので、当該墳墓は撤去し遺骨は、〇〇墓地内に納骨いたします。

なお、今後、墓地使用者等、縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する者から苦情等の申し出があった場合、すべて当組合が対応し、寝屋川市には一切のご迷惑をおかけいたしません。

以上